

岐阜県特定建設工事共同企業体取扱要領

(平成 13 年 9 月 20 日工検第 165 号)

(目的)

第1 この要領は、岐阜県が発注する建設工事のうち、大規模かつ技術的難度の高い工事において、工事の特性に着目して結成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）を活用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

なお、この要領に定める以外の必要な手続き等は、岐阜県建設工事一般競争入札実施要領（平成 13 年 4 月 1 日工検第 9 号。以下「一般競争入札要領」という。）によるものとする。

(対象工事)

第2 共同企業体を活用できる工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号に掲げる施設に係る工事のうち、技術力の結集等により効果的に工事施工が確保できると認められる工事又は優良な中小企業者の経営力及び施工力の強化を図るために必要と認められる工事とする。

- (1) ダム、橋梁、トンネル、せき、下水道及び排水機場等の土木構造物
- (2) 建築物
- (3) 設備

2 前項各号に掲げる施設の対象工事は、岐阜県建設工事一般競争入札発注基準（平成 19 年 3 月 30 日技第 1043 号。以下「発注基準」という。）によるものとする。

(構成員の要件等)

第3 共同企業体の構成員（以下「構成員」という。）の数は、2 社から 4 社とし、発注基準によるものとする。

2 共同企業体は、次の各号を満たさなければならない。

(1) 出資比率

共同企業体による施工は共同施工方式とし、構成員の最低出資比率は、下記に掲げる構成員数に応じ、それぞれに定める割合を下回っていないこと。

- ア 2 社の場合 40%
- イ 3 社の場合 30%
- ウ 4 社の場合 20%

(2) 共同企業体代表者要件

共同企業体代表者は、構成員のうちで最も大きい施工能力を有する者とし、その出資比率は、構成員のうち最大とする。

(結成方法)

第4 共同企業体の結成は、自主結成とする。

(入札参加の申請)

第5 収支等命令者は、共同企業体を入札参加条件とした場合には、あらかじめ、その旨及び次の(1)及び(2)に掲げる事項を公示するものとする。

- (1) 共同企業体の構成、結成方法、構成員の技術的要件等、出資比率要件及び代表者要件
- (2) その他収支等命令者が必要と認める事項

2 共同企業体を結成して入札参加する者は、一般競争入札要領第 7 条第 1 項における申請書の附属書類として、次の(1)及び(2)（以下「JV 資料」という。）を作成し、その写しを提出しなければならない。

- (1) 特定建設工事共同企業体協定書（甲）（第 4 号様式－1）
- (2) I C カード委任状（岐阜県電子入札運用基準の様式 3）

(入札参加資格の確認)

第6 収支等命令者は、共同企業体を結成した者が落札候補者となった場合には、一般競争入札要領 第11条第1項における確認資料の附属書類として、JV資料の原本を提出させるものとする。

(契約締結後の提出書類)

第7 収支等命令者は、共同企業体を結成した者が落札者となった場合には、当該契約締結後14日以内に次の(1)から(3)の書類を提出させるものとする。

なお、提出書類の内容に変更が生じた場合は、変更の都度提出させるものとする。

(1) 共同企業体編成表(第4号様式-2)

(2) 使用機械器具の調達計画(第4号様式-3 同別表を含む。)

(3) その他(運営委員会規則、職員の事務分掌表、技術職員の経歴書等)

また、運営委員会規則に基づく運営委員会を開催したときは、14日以内に議事の概要をとりまとめ、収支等命令者に提出すること。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、必要な事項は収支等命令者が参加資格委員会等に諮って定めるものとする。

附 則

1 この要領は、平成4年4月1日から施行する。

2 この要領の施行日前において契約済みの共同企業体の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成7年4月1日から施行する。

2 この要領の施行日前において契約済みの共同企業体の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成11年4月1日から施行する。

2

この要領の施行日前において契約済みの共同企業体の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成13年9月20日から施行する。

2 この要領の施行日前において契約済みの共同企業体の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成14年4月1日から施行する。

2 この要領の施行日前において契約済みの共同企業体の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成17年9月28日から施行する。

2 この要領の施行日前において契約済みの共同企業体の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

2 この要領の施行日前において契約済みの共同企業体の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

2 この要領の施行日前において契約済みの共同企業体の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

2 この要領の施行日前において契約済みの共同企業体の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、令和2年9月1日から施行する。

2 この要領の施行日前において契約済みの共同企業体の取扱いについては、なお従前の例による。

特定建設工事共同企業体協定書（甲）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帶して営むことを目的とする。

- 一 ○○発注に係る○○建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負
- 二 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、○○特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

○○県○○市○○町○○番地
○○建設株式会社
○○県○○市○○町○○番地
○○建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、○○建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

○○建設株式会社 ○○%
○○建設株式会社 ○○%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しやくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帶して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承諾がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。

ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があったときは、各構成員は共同連帯してその責任に任するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○建設会社他○社は、上記のとおり○○特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通（構成員数+1）を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するとともに、うち1通を発注者に提出するものとする。

年　　月　　日

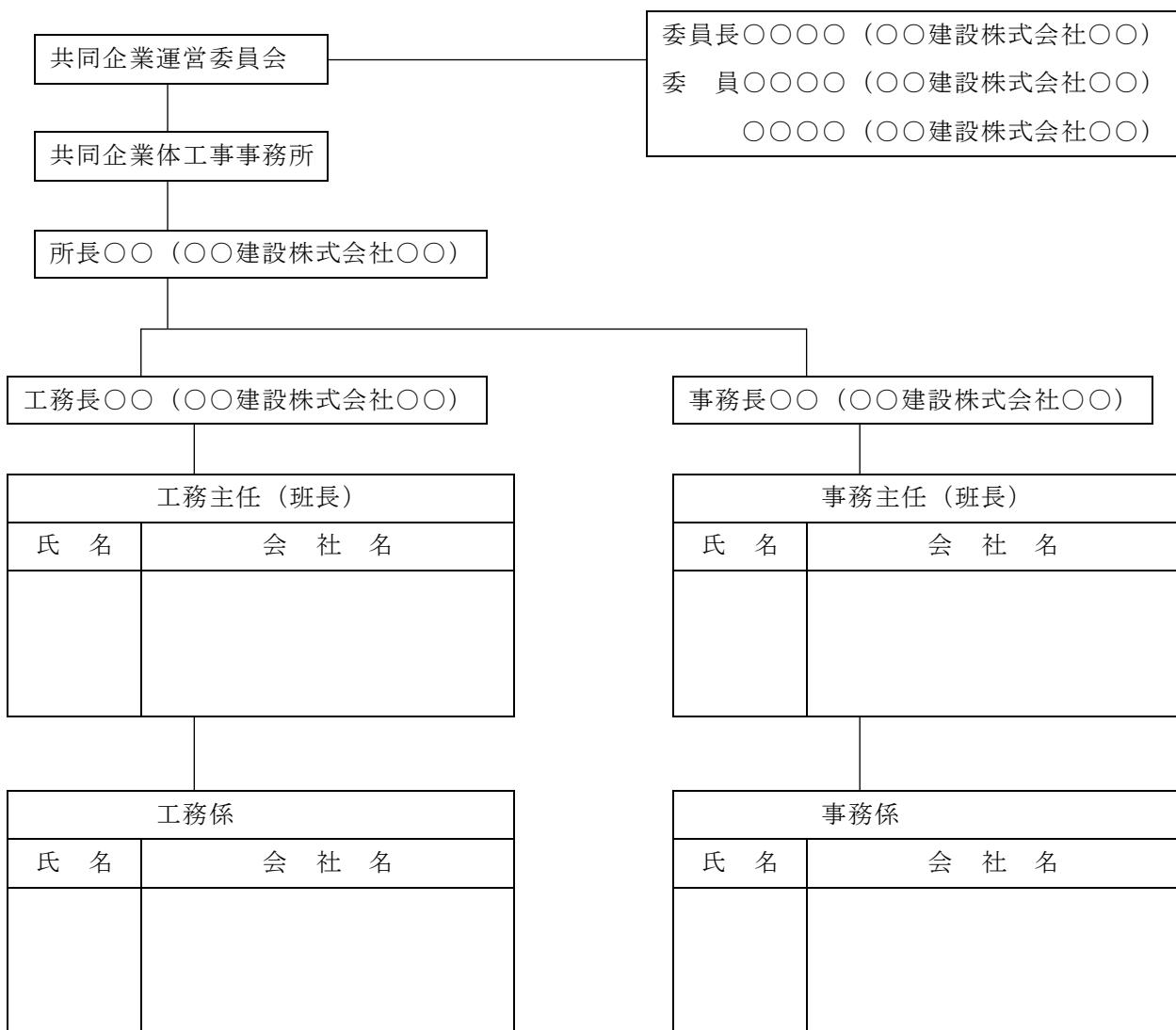
○○建設株式会社

代表取締役 ○○○○ 印

○○建設株式会社

代表取締役 ○○○○ 印

○○共同企業体編成表



第4号様式-3

使 用 機 械 器 具 の 調 達 計 画

※ 別表の機器につき、本様式により作成する。

第4号様式別表

番号	名 称	番号	名 称	番号	名 称
1	ブルドーザー（トラクターを含む。）	1 3	アースオーガー	2 9	コンクリートミキサー
2	モータースクレーパー	1 4	地下連続壁施工用機械	3 0	トラックミキサー
3	被けん引スクレーパー	1 5	グラウト機械（グラウトポンプ、グラウトミキサー等を含む。）	3 1	コンクリートポンプ（コンクリートブレッサーを含む。）
4	ショベル系掘削機（パワーショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル等を含む。）	1 6	ボーリングマシン（さく井機等を含む。）	3 2	コンクリート振動機
5	連続式掘削機（バケットホイールエクスカベーター、トレンチャー等を含む。）	1 7	さく岩機（ブレーカーを含む。）	3 3	アスファルトプラント
6	トラクターショベル	1 8	ドリルジャンボ	3 4	アスファルトイニッシャー
7	ダンプトラック類（ダンプトラック、ダンプカー、ダンパー等を含む。）	1 9	クローラードリル及びワゴンドリル	3 5	アスファルトディストリビューター
8	自走式クレーン（トラッククレーン、ホイルクレーン、クローラークレーン等を含む）	2 0	シールド掘進機	3 6	コンクリートトイニッシャー
9	固定式クレーン（タワークレーン、デリッククレーン、ジブクレーン、門形クレーン、ケーブルクレーン等を含む。）	2 1	トンネル掘進機	3 7	コンクリートスプレッダー
10	工事用エレベーター及びリフト	2 2	モーターグレーダー	3 8	しゅんせつ船
11	くい打機及びくい抜機（ディーゼルパイルハンマー、振動パイルドライバー、気動ハンマー等を含む。）	2 3	ロードローラー	3 9	起重機船（くい打ち船を含む。）
12	大口径掘削機（アースドリル、リバースサーキュレーションドリル等を含む。）	2 4	タイヤローラー	4 0	土般船
		2 5	振動ローラー	4 1	引船
		2 6	小型振動締固め機（振動コンパクター、ランマー、タンバー等を含む。）	4 2	空気圧縮機
		2 7	碎石機		
		2 8	コンクリートプラント		

